

医療機関診療情報デジタル導入支援事業実施要綱

令和6年6月27日6保医医政第587号
一部改正 令和7年3月25日6保医医政第2103号

(目的)

第1 この事業は、医療機関が新たに電子カルテシステムを導入するために必要なコンサルタントの活用等に係る費用を補助することで、電子カルテシステムの導入を支援し、医療情報の共有、連携を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内において、病院を開設する者又は医科診療所を開設する者（病床配分決定を受け、新規に病院又は医科診療所を開設する者を含む。）とする。

(事業内容)

第3 電子カルテシステムの導入に係る事前の調整業務等について、コンサルタントの活用等に係る費用を補助する。

(事業の対象)

第4 事業対象範囲

- 1 第3で定める事業の対象は、電子カルテシステムを新たに導入することを検討する上で必要となる調整業務（電子カルテシステム導入計画の策定、導入コストの算出等）に係るコンサルタント費用とする。
- 2 1以外のものは対象外となるため、特に次の点については注意すること。
 - (1) 電子カルテシステムを更新することに関する費用は含まないこと。
 - (2) 部門システムを導入することに関する費用は含まないこと。
- 3 導入を予定する電子カルテシステムは、次の点を遵守すること。
 - (1) 病院については、厚生労働省標準規格であるSS-MIX2ストレージに出力すること又はHL7-FHIR記述仕様で出力することのいずれかが可能であること。
 - (2) 国が構築する電子カルテ情報共有サービスなど全国医療情報プラットフォームへの接続について検討すること。

(事業実施の条件)

第5 事業実施の条件

- (1) 電子カルテシステムの導入に向けた取組を進めること。

(2) 事業の効果検証のため、電子カルテシステムの導入状況等に関する調査など、都に協力すること。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、医療機関診療情報デジタル導入支援事業の実施に関し必要なことは、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。